# 中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

本要領は、中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザルにおける最適候補 者及び次点者の選定に当たり、以下に定めるもののほか、必要な事項について定めるものと する。

- (1) 中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザル実施要項
- (2) 中野市文書管理コンサルティング業務調達仕様書
- (3) 中野市電子決裁・文書管理システム導入業務調達仕様書

### 2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定については、中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型 プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に合わせて公表する。

#### 3 参加資格の確認

中野市(以下「市」という。)は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加 資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

### 4 企画提案に係る一次審査の実施

提出された「提案書」及び「システム機能要件一覧」の内容による一次審査を次のとおり 行う。

(1) 一次審査の方法

提案書及びシステム機能要件一覧により「提案書評価」を行う。 システム機能要件一覧により「システム機能要件評価」を行う。

(2) 期日

令和4年9月20日(火)及び21日(水)

(3) 一次審査結果通知

一次審査の審査結果及び二次審査の詳細について、企画提案者に通知する。なお、3者 を超える提案があった場合は、一次審査の評価点の上位3者を一次審査通過者として選定 する。

#### 5 企画提案に係る二次審査の実施

企画提案者による「プレゼンテーション」及び「見積総括(内訳)書」の内容による二次 審査を次のとおり行う。

(1) 二次審査の方法

企画提案者によるプレゼンテーションにより「企画提案評価」を行う。 見積総括(内訳)書による「提案価格評価」を行う。 (2) 期日

令和4年9月30日(金)

(3) 時間

各企画提案者に別途通知する。

(4) 会場

中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所(詳細は別途通知する。)

(5) 出席者

プレゼンテーション参加者は次のとおりとする。

- ・本事業のプロジェクト責任者 1名
- ・その他補助要員 4名以内
- (6) 時間配分

提案説明 40 分以内

質疑 10 分程度

(7) 企画提案評価(プレゼンテーション評価)に関する留意事項

企画提案者は、提案事業者名及び提案価格を公表してはならない。また、提出済の提案 書と異なる説明及び追加資料の配布は認めない。なお、企画提案者は、市が所有する大型 ディスプレイへの画面投影(HDMIケーブルも貸出対応)を行うこととし、その他必要な 機材については、企画提案者において用意すること。

- (8) 提案価格評価(見積総括(内訳)書評価)に関する留意事項 提案価格の開示については、企画提案評価の全工程終了後に行う。
- (9) その他

二次審査は、非公開とする。

# 6 評価点

審査委員会は、一次審査及び二次審査の内容から評価点を算定する。 配点及び評価項目は下表のとおりとする。

評価項目			配点
一次審査	提案書評価	共通事項	35
		文書管理コンサルティング	30
		電子決裁・文書管理システム導入	35
	システム機能要件評価	電子決裁・文書管理システムの機能	100
二次審査	企画提案評価	共通事項	70
		文書管理コンサルティング	40
		電子決裁・文書管理システム導入	60
		特定テーマに対する提案	80
	提案価格評価	提案価格	50

# 7 評価方法及び手順

- (1) 提案書評価
  - ア 評価基準に基づき、審査委員が評価を行う。
  - イ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均とする。
  - ウ 業務の確実な履行を確保するため、提案書評価の評価項目に 0 点の項目がある場合は 失格とする場合がある。
- (2) システム機能要件評価
  - ア 企画提案者が記入した「システム機能要件一覧」の回答内容により減点方式で評価を 行う。
  - イ 評価点は、企画提案者ごとに配点 100 点から回答内容に応じた減点分を除いたものを 評価点とする。
- (3) 企画提案評価
  - ア 評価基準に基づき、審査委員が評価を行う。
  - イ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均とする。
  - ウ 業務の確実な履行を確保するため、提案書評価の評価項目に 0 点の項目がある場合は 失格とする場合がある。
- (4) 提案価格評価
  - ア 企画提案者の提案価格(見積総括(内訳)書)の封書を審査委員長が開封し、全審査 委員により提案価格見積書の金額を確認するものとする。
  - イ 次により評価点を算出する。

提案価格評価点=配点×最低提案価格/当該企画提案者の提案価格 なお、比較に用いる提案価格については、特定財源(新型コロナウイルス感染症地方 創生臨時交付金)充当後の市の実質負担額とする。

(5) 評価点の算定

一次審査(提案書評価及びシステム機能要件評価)と二次審査(企画提案評価及び提案 価格評価)の合計を評価点とする。

- 8 最適候補者及び次点者の選定
  - (1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。
  - (2) 評価点が同点の場合は、企画提案評価が高い者を上位とする。
  - (3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員の協議により選定するものとする。
- 9 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて、最適候補者及び次点者を決定する。